

令和2年5月28日付東京都特例措置 フローチャート
介護支援専門員証等の有効期間の取扱いについて

<問題点>

新型コロナウイルス感染症により、法定研修の中止、延期が行われ、有効期間満了日までに更新に必要な研修を受講修了できず、介護支援専門員の資格を失効してしまうため、介護支援専門員としての業務ができなくなります。

今までの有効期間の取扱い

(通常) 有効期間満了後

失効

5年間の有効期間

- ・失効後は介護支援専門員の業務は行えません。
- ・再度介護支援専門員の業務を行うためには**再研修**を受講後に介護支援専門員証の新規交付を受ける必要があります。

(通常) 特例措置対象以外の場合

失効

再研修受講後
新規交付

5年間の有効期間

5年間の有効期間

- ・失効中は介護支援専門員の業務は行えません。
- ・再度介護支援専門員の業務を行うためには**再研修**を受講後に介護支援専門員証の新規交付を受ける必要があります。
- ・再研修後は更新の回数はリセットされるため、初回更新に必要な研修を受講する必要があります。

特例措置対象者

(登録地が東京都であり、有効期間満了日が令和2年2月25日～令和5年3月31日の介護支援専門員)

今回の特例措置

失効

失効

5年間の有効期間

3年間

- ・現在の有効期間満了日から3年延長されます。
- ・延長期間は介護支援専門員の業務を行えます。
- ・延長期間満了日までの間に更新に必要な研修を受講する必要があります。

延長期間は、

- ①現在の交付されている介護支援専門員証(有効期間満了日が令和2年2月25日～令和5年3月31日のもの)
- ②特例対応「東京都登録の介護支援専門員の皆様へ」(別紙)

①と②を提示することで、介護支援専門員資格が有効であることを証明します。

※新たに介護支援専門員証の交付はいたしません。

①

介護支援専門員証	
(1) 登録番号	13000000
(2) 氏名	東京 太郎
(3) 生年月日	昭和〇〇年〇月〇日
(4) 交付年月日	令和〇〇年〇月〇日
(5) 有効期間満了日	令和〇〇年〇月〇日

上記の者は介護支援専門員であることを証明する。
東京都知事 〇〇 〇〇

②

東京都登録の介護支援専門員の皆様へ

- ※主任介護支援専門員の有効期間は、介護支援専門員証を主任介護支援専門員(更新)研修修了証と読み替えてください。
- ※令和2年5月28日時点で、有効期間を満了した介護支援専門員証または主任介護支援専門員(更新)研修修了証を処分した場合は、申請により上記の交付証明を発行することができます。(様式1・様式2を参照)

延長期間
までに研
修を修了

研修を受講
しない

(特例措置) 延長期間中に研修受講した場合

5年間の有効期間

3年間

さかのぼって
更新する

次回
更新

5年間の有効期間

もとの証の満了日から5年

- ・現在の有効期間の翌日から5年間の期間で交付されます。
- ・次回の更新に必要な研修は、新たに更新交付される有効期間満了日までに受講が必要です。

(特例対象外) 延長期間中に研修受講しなかった場合

5年間の有効期間

3年間

さかのぼって
失効する

5年間の有効期間

失効

- ・現在の有効期間満了日から失効の取扱いになります。
- ・失効後に介護支援専門員の業務につくことは出来ず、再度介護支援専門員の業務を行うためには**再研修**を受講後に介護支援専門員証の新規交付を受ける必要があります。

※研修を受講しない場合、現在の有効期間をもって失効となりますので、ご注意ください。